

平成30年度
事業計画書

社会福祉法人
飯塚市社会福祉協議会

平成 30 年度 社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 事業計画書

1. 基本方針

今、私たちの暮らしを支える福祉の在り方を、見直そうという動きが進んでいます。平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)において“地域共生社会の実現”が提唱されました。この地域共生社会とは「高齢者・障がい者・子どもなど全ての人が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会」と定義付けられています。

今の福祉の仕組みは、高齢者・障がい者・児童・生活困窮者など、対象者ごとに相談窓口やサービスが分かれています。ところが、介護と育児の問題を同時に抱える人や、80代の親と無職の50代の子が同居する生活困窮世帯など、複合的な課題を抱える家族が増えているのが現実です。

一方、介護保険制度や障害者福祉サービスなど、公的なサービスを充実させるのにも限界があり、少子高齢化が進む中で支援を必要とする高齢者が増え続け、支え手となる現役世代は減る一方です。

そうした中で打ち出されたのが地域共生社会という考え方であり、それを現実的なものにするため、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」といった関係を超えて、地域住民や地域団体等が他人のことを自分のこと、つまり「我が事」として捉えて、色んな課題を「丸ごと」受け止めていくことで地域課題の解決を図る「我が事・丸ごと」の地域づくりが進められています。

このような社会情勢や国の制度設計を見据えた中で、本会の30年度の基本方針は、社会福祉法人の公益性や非営利性を活かした住民にわかりやすい公益活動の展開、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた住民主体の「我が事・丸ごと」の支え合い活動、地域団体・関係機関等との連携によるネットワークの強化と共に、飯塚市地域福祉活動計画の基本理念である「お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり」を目指した実践を通して、地域福祉のより一層の推進を図って参ります。

2. 重点事項

- (1) 社会福祉法人の地域公益活動の取組
- (2) 生活支援体制整備事業の推進
- (3) ライフレスキュー事業の取組
- (4) 介護保険等事業経営の見直しと改善

3. 事業計画

【地域福祉関連事業】

小地域福祉活動・権利擁護センター・ボランティアセンターの3つの事業を柱として、飯塚市地域福祉活動計画の3つの基本目標（お互いを大切にしようひとり・支えあう地域づくり・つながるしくみづくり）に添った事業を展開しながら、総合的福祉の発展を継続的に推進していきます。

また、平成29年10月に発足した「飯塚市社会福祉法人公益活動連携協議会（略称：飯塚市社福連）」の事務局として、飯塚市内の社会福祉法人と連携した地域における公益的な取組を模索していきます。

更に、「地域包括ケアシステム」の一翼を担うために、平成29年度より飯塚市から委託を受け、生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し、地域の課題解決に向けた取り組みを行うとともに、担い手の育成や生活支援サービスの開発を行うための生活支援サポートセンターの運営等を通して、高齢者等の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を図ります。

(1) 飯塚市社福連（地域公益活動の取り組み）（継続）

社会福祉法人は、その公益性・非営利性を踏まえ、飯塚市内にある社会福祉法人が連携して、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする人たちに対し、無料又は低額な料金にて、さまざまな福祉サービスを提供するために、種別の枠を超えた社会福祉法人が専門性を生かした支援ネットワークの構築を図ります。

(2) 生活支援体制整備事業

①生活支援コーディネーターの配置（継続）

「地域包括ケアシステム」という枠組みの中の「介護予防・生活支援」において、市民レベルでの助け合い活動や生活支援サービスの拡充を図ることが市町村の総合事業に位置付けられたことから、この生活支援体制整備事業を飯塚市から委託を受けて継続的に実施します。

具体的には生活支援コーディネーターを各地区に配置し、地域の福祉課題を抽出するとともに、地区の社会資源調査・担い手の育成・元気高齢者の社会参加など、多様な主体からサービスが提供できるような仕組みづくりを3年計画で広げて行くこととしており、平成31年度までに市内全域（12生活圏域）にコーディネーターを配置する予定です。

②生活支援サポートセンターの運営（継続）

平成29年10月から生活支援サポートセンター事業を飯塚市より受託しており、今年度も継続的に運営していきます。

具体的には、行政サービスではできないような生活上のちょっとした困りごと（電球交換・ゴミ出し・買い物代行など）のお手伝いを行う、生活支援サポーターを各地で養成し、利用者とサポーターを結びつける調整機能を担います。

(3) 各地区の小地域福祉活動計画策定支援（継続）

飯塚市地域福祉活動計画をより具体的に展開していくために、地区担当ワーカーが各地区に入り、福祉座談会等を通して地域の福祉課題を明確化し、解決に向けた小地域福祉活動計画の策定を支援します。

(4) 地区社協・地域福祉ネットワーク委員会等との協働（継続）

小地域福祉活動の推進のために、地区社協・地域福祉ネットワーク委員会・民協・自治会長会等に地区担当ワーカーが出席し、情報の収集と提供、課題検討への参画等を継続しながら支援していきます。

(5) 飯塚市地域福祉活動計画の実践

基本目標① お互いを大切にし合うひとづくり

- 1) 各種ボランティア入門講座
- 2) 認知症サポーター養成講座（フォローアップ講座含む）
- 3) 小中学生を対象とした福祉体験講座
- 4) 福祉委員研修
- 5) ボランティア団体等の支援・相談・調整・紹介
- 6) 福祉啓発事業（福祉のつどい・地域福祉講座など）
- 7) 福祉機器・用具の貸出し
- 8) 共同募金運動への協力

基本目標② 支えあう地域づくり

- 1) いきいきサロン活動の充実・発展
- 2) 子育てサロンの拡充
- 3) 世代間交流事業の拡充
- 4) 福祉委員による安否確認・定期訪問
- 5) ふれあいほっとラインの更新
- 6) 災害ボランティアセンターの設置運営

基本目標③ つながるしくみづくり

- 1) ホームページや広報誌等での情報提供の充実
- 2) 日常生活自立支援事業
- 3) 法人後見事業
- 4) さまざまな団体との他職種連携
- 5) 心配ごと相談所開設

(6) ライフレスキュー事業の取り組み

制度の狭間の諸問題に柔軟に対応するために、生計困難者への心理的不安の軽減や制度やサービス等への橋渡しを行うことを目的として、生計困難者等に対する相

談・支援事業を、社協や種別の枠を超えた社会福祉法人が専門性を活かして連携する支援ネットワークで取り組みます。

具体的には、生計困難者が公的な制度やサービスなどを受けられるようになるまでの間、必要に応じて生活必需品の給付、一時的な住まいや食事の提供等の支援を行います。

(7) 福祉委員の一斉改選

地域の見守り活動の第一線を担う福祉委員（650名）が、平成31年3月31日をもって3年の任期が終了することから、飯塚市自治会連合会や飯塚市民生委員児童委員連絡協議会へ推薦依頼を行い、福祉委員の一斉改選のための準備を行います。

【介護保険関連事業】

平成30年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業の完全実施に加え、中重度の要介護者や医療的なケアを重視した介護報酬改定の影響等で、本会が取り組む介護保険等事業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

とくに、本会が柱としてきた訪問介護事業ならびに通所介護事業は経営的な影響を避けられない状況にあります。

こうした現状を踏まえ、平成30年度は、全国的に展開されている「地域包括ケアシステム」推進の方向性を念頭に、介護人材の定着化と資質の向上を図りながら、中重度の要介護者の自立支援や重度化防止に資する質の高いサービスの提供に努めるとともに、軽度者の介護予防の観点からの取り組みも継続的に実施するなど、事業全般にわたる経営の見直しと改善を図って参ります。

介護保険等関連事業一覧

	高齢者関連事業	障がい児・者関連事業
北エリア (飯塚・庄内・頼田)	<p>【自主事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業（総合事業を含む） ・通所介護事業（総合事業を含む） ・制度外事業（ホームヘルプ事業） ・福祉センター伊川の郷運営事業 <p>【受託事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定調査業務 ・介護予防支援事業 ・高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者生きがいと健康づくり事業 	<p>【自主事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業 ・重度訪問介護事業 ・同行援護事業 ・相談支援事業 <p>【受託事業（地域生活支援事業）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業
南エリア (穂波・筑穂)	<p>【自主事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業（総合事業を含む） ・通所介護事業（総合事業を含む） ・制度外事業（ホームヘルプ事業） ・特別養護老人ホーム筑穂桜の園運営事業 ・短期入所生活介護事業 <p>【受託事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑穂地域包括支援センター運営事業 ・介護予防支援事業 ・「食」の自立支援事業 	<p>【自主事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業 ・重度訪問介護事業 ・同行援護事業 ・相談支援事業 ・生活介護事業 ・自立訓練（生活訓練）事業 ・児童発達支援事業 <p>【受託事業（地域生活支援事業）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業 ・「食」の自立支援事業

【法人運営関連事業】

社会福祉法の改正や介護保険法の改正など、飯塚市社協を取り巻く経営環境の変化に対応するため、組織体制、財政等全般に対して継続して見直しを図っていきます。

(1) 組織・財政等の改善に向けた検討及び実施

法人経営の現状を組織・財政両面を中心に点検と評価を行い、必要な改善策の検討を加えながら実施可能な取り組みを進めてまいります。

(2) 飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニーの管理運営

平成30年度は指定管理者として3年目を迎える中、引き続き住民の健康・福祉の増進を図り、関係団体と協働した地域福祉の拠点として管理運営を行ってまいります。

(3) 筑穂保健福祉総合センターの管理運営

飯塚市との協定書に基づき、住民の健康・福祉の増進を図り、関係団体と協働した地域福祉の拠点として管理運営を行ってまいります。

(4) 飯塚市福祉センター伊川の郷の管理運営

施設の機能を活かしたサービスの提供と向上をめざして、引き続き効率的で効果的な運営を図ります。

(5) 筑豊地区人材バンクの受託事業

関係機関と連携を図りながら、求人・求職情報の提供と福祉・介護分野への就業促進に努めます。

(6) 生活福祉資金の貸付事務

低所得者、障がい者、高齢者等の経済的自立に向けた貸付け業務を行います。

(7) 収益事業の推進

1) 飯塚市小型自動車競走場に自動販売機を継続して設置し、飯塚市福祉センター伊川の郷等の財源確保に努めます。

2) 有料広告等事業を推進します。(社協だより広告掲載、車輛広告など)

(8) 労働環境の整備

改正労働契約法に基づく無期転換ルールの円滑な導入を図るとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を目標に、職員の働く意欲を高め、資質向上につながる労働環境の整備に努めて参ります。